

大分大学医学部附属病院診療録取扱細則

平成21年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における診療録の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 診療録は、外来診療録及び入院診療録とする。

(整理)

第3条 診療録は、患者ごとに番号を付し（1患者1カルテ）、整理するものとする。

(取扱者)

第4条 診療録を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大分大学（以下「本学」という。）の職員のうち、本院の業務に従事するもの
- (2) 大分大学医学部附属病院診療従事者細則（平成21年医学部附属病院細則第1－5号）第2条に規定する者（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 本院の医師臨床研修プログラムに所属する研修医（第1号に掲げる者を除く。）
- (4) 本学医学部又は医学系研究科に所属する学生のうち、教育又は研究のため指導教員が必要と認めたもの（第2号に掲げる者を除く。）
- (5) 病院業務に従事することを主たる目的として、本学が業務委託した者
- (6) その他病院長が特に許可した者

(閲覧等の目的)

第5条 診療録の閲覧及び貸出しは、次の各号に掲げる目的の場合に限る。

- (1) 診療
- (2) 教育及び研究
- (3) 診断書及び証明書の作成
- (4) その他病院長が特に必要と認めた場合

(閲覧・借用等の手続)

第6条 診療録を閲覧または借用しようとする者は、所定の申込書を提出し、閲覧する場合は、医事課中央病歴室内の所定の場所で行う。

(返却の督促等)

第7条 病院長は、貸出期間を経過しても返却しない借用者及びその所属又は主担当部局等の長に対し、返却の督促をするものとする。

2 前項の借用者に対しては、当該診療録を返却するまでの間、閲覧及び貸出しを停止する。

(遵守義務)

第8条 診療録の取扱者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 患者の秘密を正当な理由なく他に漏らさないこと。
- (2) 学外へ持ち出さないこと。
- (3) 他人に転貸しないこと。
- (4) 他人に閲覧させないこと。
- (5) 改ざんしないこと。

2 病院長は、取扱者が前項各号に定める事項に違反した場合は、診療録の取扱いを禁止することができる。

(公表)

第9条 学術研究等で診療録の内容を公表する場合は、当該診療録を作成した診療科の長の承認を得た後、個人を特定できない方法により公表するものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、診療録の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4－15号）

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 大分大学医学部附属病院診療録取扱要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成24年医学部附属病院細則第4－2号）

この細則は、平成24年7月25日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1－6号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。